

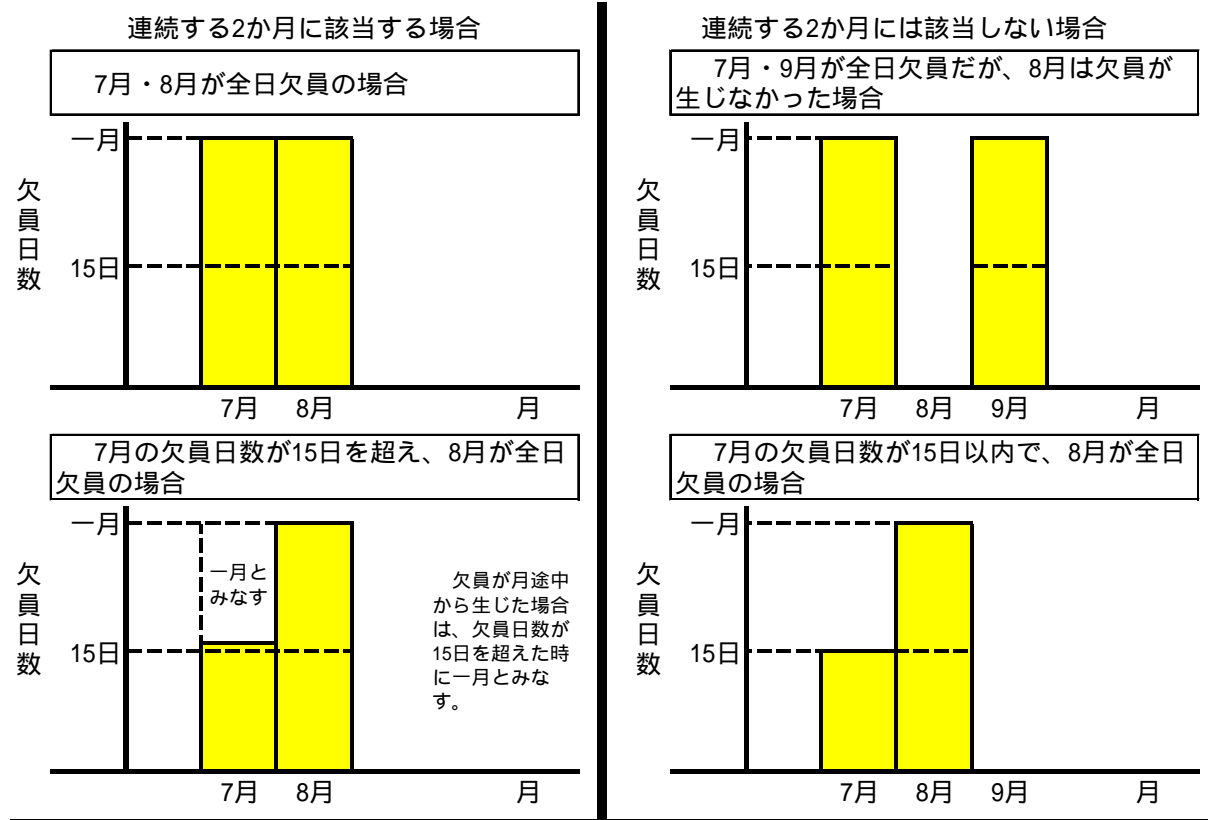
地域包括支援センターに欠員が生じた場合の委託料の取扱いについて

地域包括支援センター運営に関する業務仕様書「4.(2)」に規定する

- ・保健師または準ずる者
- ・社会福祉士または準ずる者
- ・主任介護支援専門員または準ずる者

について、欠員が連続する2か月を超える部分については3か月目から起算し未配置期間として扱うこととし、運營業務委託設計書の職員給与費・法定福利費に未配置月数を乗じ、12月で除した額を減額する。(欠員が月途中から生じた場合や未配置期間が月途中で終了した場合は、欠員(未配置)日数が各15日を超えた時に一月とみなす。)

連続する2か月において欠員が生じている状況とは【参考例】



委託料を減額する場合【参考例】

